

三田市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第36条 省略 (特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第14条の2の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第36条 省略 (特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第14条の2の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、<u>又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する「特定個人情報ファイル」をいう。)</u>に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

三田市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)の3 省略</p> <p>(3)の4 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>第3条～第34条 省略 (保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)の3 省略</p> <p>(3)の4 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(<u>これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。</u>)の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>第3条～第34条 省略 (保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する<u>条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正に係る同法第23条第1</p>

に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

以下省略

項及び第2項(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

以下省略